

1960～70年代における韓国の非転向長期囚と監獄の日常史： 非転向長期囚の口述記憶を中心に

キム ギ オク
金貴玉

(漢城大学校教養教職学科教授)

1. はじめに

去る20世紀をホブズボーム (E. Hobsbawm) は「極端の時代¹⁾」と呼んだ。人類が建設した最高の文明は経済的豊饒をもたらしたが、ホロコースト (holocaust) を生んだ戦争の悲劇も招来した。また核戦争の抑止力が問題になって暴力を制度的に管理するシステムを、国家の内部だけではなく国家の間にも作り出さなければならなかった。一方、20世紀の文明はデモクラシー (democracy) をある程度定着させた側面をもっている。韓国も20世紀の帝国主義に征服されて民族の離散と戦争の惨劇を経験したが、「漢江の奇跡」と呼ばれる経済的成長と一定水準のデモクラシーを30年という短い期間で実現し、第3世界諸国の中で最も成功裏に貧困を脱した国家と評価された。

20世紀は冷戦の時代でもある。20世紀初頭の社会主義革命の成功によってソ連が登場した後、第2次世界大戦以後に本格化した冷戦体制は、20世紀後半に旧ソ連が崩壊する時まで資本主義と社会主義の両世界に分かれて政治・軍事・経済・社会・文化などすべての領域にわたる総力戦 (total war) を経験した²⁾。このような世界的次元の冷戦は1980年代末まで変化³⁾を経て終息するに至った。しかし、地域的次元の朝鮮半島の冷戦は朝鮮戦争を経験した後、21世紀の現在も戦争の危機の中でその残滓が相変わらず残っている。朝鮮半島の冷戦と分断は南北対決構造を固着化してきたのである。

21世紀初頭から朝鮮半島でも平和の気流が造られて、南北の緊張と対立を乗り越えるための努力が遂に分断以来最初の南北首脳会談という実を結んだ。それにもかかわらず60余年間の分断によって分断構造が深く内面化し、冷戦イデオロギーの浸潤もたやすく乗り越えることはできない。60余年の分断は韓国社会に政治・軍事的にだけでなく社会・文化的にもその構造を内面化させたのだ。1960、70年代に極端に造りだされた「反共規律社会」は人々に反共的心性まで造りだし、それは21世紀韓国の南南葛藤 (南北葛藤でなく韓国社会内部の葛藤) の背景として作動している。

反共規律社会⁴⁾ が作られるうえで必要だったさまざまな要素の中でもっとも重要なものはまさに「間諜」 (spy) だった。実は、スパイよりもっと広く使われた言葉は「アカ (赤、共産主義者)」だ。1980年代までは「アカ」だと烙印を押されることは、漠然たる恐ろしさを越えて現実的逼迫と社会的葬り⁵⁾ を意味した。間諜も共産主義者の延長線上に位置するが、このふたつには重要な違いがある。例えば国家保安法 (1980年改正案) によれば、反国家団体やその構成員またはその指令を受けた者の活動を「讃揚鼓舞」 (7条) することだけでもアカになった。過去には再開地域での強制撤去要員に抗議した借家人が「金日成より悪い奴」と言ったとして国家保安法にひっかかってアカになるという笑えない悲劇も多

かった。間諜の場合には、それがでっち上げであれ事実であれ「北朝鮮」と繋がっているという「条件」が必要だった。そうした必須条件を備えなければならないが、それにしても韓国には間諜があまりにも多かった。こうした事実は間諜の意味を疑問視させる逆説をもたらした。朴元淳^{パクウォンスン}(박원순)によれば「第5共和国の爆圧的な統治の下、間諜とはほど遠い一般『時局事犯』まで、とてつもない拷問やでっち上げによって国家保安法違反事犯⁶⁾」になった事が、皮肉にも「間諜」に対する認識転換をもたらした。

東西冷戦の渦中に米国と旧ソ連も情報戦のために間諜を養成した⁷⁾。米国と旧ソ連の場合には政治軍事的あるいは経済的な体制対決の構造の中で、間諜の比重が大きくなりえなかった。しかし、1960～70年代の南北朝鮮では、政治構造の非民主性と経済構造の脆弱性によって、体制の優位を示すことができる間諜の意味が際立っていた。言い換えれば、間諜の登場は敵を責めることができる格好の素材だったし、間諜の「帰順⁸⁾」は敵に対して自己の体制の優位を宣伝できる証拠として使われた。政治的帰順は監獄での「転向」を意味した。

反共国家を管理・維持するためには反共的国家機構が要求された。反共的国家機構の代表的なものが「監獄」だった。

監獄は閉鎖的収容施設ではあるが、決して一般社会から孤立した真空地帯でありえない。むしろ社会内部の地位と財産、権力関係は監獄の内部でもっと赤裸々に現われる側面がある。監獄は社会の矛盾構造と直結する空間であり、社会的矛盾を集約的に凝縮している場でもあったのだ。同時に監獄は孤立した自律的な機関ではなく国家機構の一部であるため、監獄の性格はすなわちその国家体制と性格の一端を現わすもの⁹⁾。

アルチュセール(L. Althusser)によれば監獄は抑圧的国家機構の一つだ。イデオロギー的国家機構は理念や様式において多面的な性格が強い一方、抑圧的国家機構は単一的だ¹⁰⁾。言い換えれば監獄のような抑圧的国家機構は、国家の抑圧的な性格をストレートに表現しているという点で、国家体制の性格と直結していると言える。

自由刑に基づいた韓国の近代監獄は日帝強占期に誕生した¹¹⁾。その監獄は設立された当時や解放直後にも政治犯でいっぱいだった。日帝強占期には植民体制にもっとも革命的に抵抗した民族解放活動家と社会主義者が思想犯としての烙印を押された。彼らは思想転向を強要され、日常生活でも継続する監視と統制を受けた¹²⁾。日帝の思想転向政策は、治安維持法を利用した思想弾圧とともに、1930年代以後日帝の思想統制政策の一つの軸になった¹³⁾。解放後の米軍政期にも米軍政に反対する激しいデモは、ただちに多くの人々を「受刑者」にさせた。解放からわずか1年余りで全国の刑務所¹⁴⁾は「思想犯」と「布告令違反」で収監された人々でいっぱいになった¹⁵⁾。政府樹立以後の1949年の一年間だけで、保安法によって検挙投獄された者だけでも118621人だった。防諜隊や軍の捜査機関でこの法律によって取り締まれ、拘束されたり肅清されたりした左翼系列軍人だけでも8000～9000余人に至った。当時の法務長官の権スンニョル(권승렬)によれば、検事が起訴する事件の80%が左翼事件で、刑務所受刑者の80%が左翼囚だったという¹⁶⁾。

そのような事情は韓国(朝鮮)戦争中や休戦以後も同じだった。監獄はまさに左翼囚たちであふれた。

大邱刑務所のある棟の場合、120人の受刑者のうち90人が左翼囚だった。こんな状況で人間としての権利どころか、国連の言う「被拘禁者処遇最低基準規則¹⁷⁾」の適用を受けるということは全く不可能だった。キム・ウテク(김우택)は1952年当時の監獄の受刑者を「栄養失調で骸骨のような姿」であったと証言した。ビタミンCの不足で歯ぐきが傷んで、話すことさえ困難な状況が一般的だったという。そのため行刑当局でも体系的な転向の強要や受刑者の管理は不可能だったようだ¹⁸⁾。

監獄の体系的管理が始まったのは1957年だった。法務部は1956年に転向制度を作って監獄で転向者と非転向者を分離して収監した。1970年代は強制的な思想転向政策の実施によって非転向者の2/3が転向した。非転向を固守した左翼囚の中では、負傷したり殺されたり自殺したりする人も現われた。非転向左翼囚が社会的に問題になり始めたのは1980年代だ。社会的に民主化運動が体系的に展開される中で非転向左翼囚も「良心囚」の範疇に含められて、彼らの劣悪な人権状況に対する問題提起が実現した。1992年には国連にも彼らの人権状況が報告され、国連人権委員会は韓国政府に国家保安法の廃止と監獄での人権状況を改めるように勧告した¹⁹⁾。

非転向長期囚²⁰⁾にとって人権とは何か。貧しい1960～70年代の反共規律社会のなかで一般国民にも十分に保障されることがなかった人権が、左翼囚に保障されるということは考えにくかった。非転向長期囚が要求し、人権団体が主張したその人権は、一次的に一般受刑者に与えられる最小限の権利と同等でなければならないということを意味した。監獄に閉じこめられた状況でも、最小限の良心の自由が守られなければならないし、生命と日常生活を維持することができる衣食住問題の解決が保障されなければならない。しかし1970年代の多くの左翼囚たちは、衣食住問題を保障してもらうため、家族面会権を得るため、刑務所内の労働をするため、そして袋叩きにあわないために、転向を表明せざるを得ない状況に置かれていた。

左翼囚に受刑者としての最小限の人権さえ保障されなかったこと自体が、転向を強要するための国家的統制方式だった。強圧的な転向制度は直接的かつ暴力的な形態で行われたが、監獄での日常的な人権蹂躪の状況は転向を強要する構造的な統制方式だった。すなわち1960～70年代左翼囚と非転向長期囚たちは日常生活の中でも「転向か、死か」という選択を迫られる状況に置かれていたと見られる。

であるならば、非転向長期囚として監獄で過ごす日常生活または生活世界の意味は何か。その生活世界は反共規律国家による政治的暴圧だけが一方的に作動する空間なのか。彼らが展開した断食・座り込みを含めて多くの形態の抵抗にはどんな意味があるのか。0.75坪の独房で非転向長期囚たちはどのように集団行動を起こすことが可能だったのか。また、彼らはいかにしてそれなりの集団意識と集団アイデンティティを形成することができたのか。

この研究は抑圧的な国家機構としての監獄とその機構の中でもっとも劣悪な状況に置かれていた1960～70年代の非転向長期囚たちの日常生活を振り返ることで、監獄での日常生活が持つ意味を見いだそうとするものだ。このような研究目的の下に、1999年6月から2000年8月まで非転向長期囚に対する調査を土台に進められた研究にもう少し触れてみることにする。

2. 非転向長期囚を口述調査する²¹⁾

1999年2月、口述史研究方法論に土台を置いた博士学位論文を終えた。数日後、日本の立命館大学の徐勝教授からの連絡を受けて出かけた席には、ちょうど留学を終えて帰国した韓洪九教授^{ハンホング}とともに見慣れない二人のお年寄りがいた。いわゆる「非転向長期囚」だった。普通スパイ（間諜）とはでっち上げられたものと理解していた私は、目の前に登場した本物のスパイを見た瞬間、先験的恐怖感と緊張感で思考が停止するようだった。一緒に食事をした2時間がどのように経ったのか分からない具合だった。

食事する間、世間の出来事や就労事業参加問題が話題の中心だったためか、私の前のお年寄りが通常の貧困層の老人と別段違わないように感じられたのがむしろ不思議だった。たびたび冗談を交じえて話したり他人を気配りしたりする謙遜な姿を見ていると、その老人たちが30年以上投獄されていた徹底した共産主義者、スパイなのか疑わしくなった。近くで見た彼らは原則的な問題に対しては確固とした態度を取ったが、むしろ日常的生活では仲間同士でなんだかんだと争ったり、子供が好きで、ドラマや歌、書道などに興味を感じる日常人そのものだった。

その日、初めての挨拶を交わした席で彼らは自分たちの生涯史の調査をしてくれと頼んだ。いつ死ぬか、故郷に帰られるかどうか分からないし、家族に二度と会うことができないかも知れないので、自分たちの生、特に誰も記憶することができない獄中での生を回顧しようと思うということだった。その後、韓洪九教授と何回か協議し、「歴史は歴史だ」という考えで口述の調査に取り掛かる事にして、さまざまな準備を経てその年の6月から2000年8月まで合わせて35人にインタビューをすることができた。

この調査はいくつかの点で意義を持っていると思う。第一に、口述史研究の意義の一つでもあるが、口述者の観点をいかすことができたという点だ。民衆史としての口述史研究と言っても、たいいてい研究者が企画から全体過程を主導するものと決まっている。しかしこの非転向長期囚の調査は「研究者の関心から出発したのではなく、非転向長期囚たちが自分の記録を残そうとする欲求」から出発した。研究者が主導する調査だったなら、閉鎖的なことで知られている非転向長期囚たちが自分の人生全体を積極的に明らかにすることは、むしろ困難だったはずだ。彼ら自ら生涯史を残さなくてはならないと決めて、研究者に協力と援助を要請したという事実は、自分の生涯に対する虚心坦懐な口述を可能にした。ただし、逆にそのような出発がこの調査の限界でもあった。すなわち彼らが口述を主導することによって、彼らが言いたいことのみを言う可能性も排除することはできなかった。それにもかかわらず、調査が進められるなかで研究者たちが誠実さと専門性を見せると、口述者たちの研究に対する信頼が高まったし、これによって調査における研究者たちの比重が大きくなることができた。

第二に、この調査は当時論議が進展していた過去史清算運動の一環としての意義がある。朝鮮戦争以来、権威主義政権の時期に監獄で起こった幾多の疑惑事件と死亡事件などの真相を糾明する過程で、30～40年の受刑経験を持った彼らの証言は重要なものとして活用された²²⁾。この調査は1990年代初めに、台湾政府が2.28事件に対する真相調査をしたことから影響を受けた。1947年2.28事件が起こった当時、国民党政府はその事件がスパイと傀儡によって発生した暴動事件だと規定して、約40年の間、その真相を隠蔽して来た²³⁾。しかし1980年代、台湾の民主化過程で初めて政府自ら真相を糾明して、その事件に対して謝罪した。過去史清算運動という立場から、私たち研究者は非転向長期囚の口述採録

作業の結果全体を国史編纂委員会に寄贈し、2004年11月18日にその協定を結んだ²⁴⁾。

第三に、この調査は研究者と口述者の相互協力と民間の後援に助けられて成り立つことで、中立性を保つことができたという意義を持っている。2000年9月2日、非転向長期囚63人が北朝鮮に送還された後、北朝鮮は国家的事業として彼らの経験を一連の手記集として発刊しているといわれている。まだその手記集に接することができず、どのくらい歴史的価値があるものか確認することができない状況だが、それは主体思想的観点に立っているため、イデオロギー中心的で結果論的敘述になりやすいと推定される。それに対して、私たちが進めた調査は、内面化された自己検閲メカニズム²⁵⁾は仕方がないとしても、相対的に脱権力化された空間で行われたという点で、口述者たちの経験の幅がより広く反映され、歴史的過程に忠実な口述になったという長所がある。また監獄での懦弱な姿や人間としての苦痛と苦悩などを心安く見せてくれることができるという点もある。

第四に、この調査は「下からの歴史」的接近という点で公式的な歴史を補ったり置き換えたりする意義がある²⁶⁾。口述史は自ら文字や記録を残すことができない人々の記憶に基づいている。非転向長期囚の中には元大学教授を含むなどインテリ出身者が結構多いが、韓国社会の脈絡の中で自分の経験を自ら残すことができなかった人々であるがゆえに、口述史方法論の意義がよく生かされた。彼らの口述は国家公式記録中心の司法行刑制度史²⁷⁾を補ったり隠蔽された部分を置き換えたりする役目ができる。また国家権力関係の中で少数者の人権状況や国家権力に対する非転向長期囚の個人的対応についても詳しく見ることができる。さらにはこの調査は、行刑史や監獄史だけではなく、非転向長期囚個人を通じて、現代史、地域史、生活史、社会運動史などの多様なテーマについて概観することを可能にしてくれる。

では非転向長期囚問題にもう少し近づけてみよう。

3. 非転向長期囚とはだれか

1) 間諜と非転向長期囚

2000年6・15南北共同宣言を通じて非転向長期囚問題を公式化することで、金正日国防委員長は過去に北朝鮮政権が犯した「南派間諜」の実体を認めた²⁸⁾。2007年「国家情報院過去事件真実糾明を通じた発展委員会（以下、国情院発展委）」が明らかにした資料によると、検挙された時期別の南派間諜は次のようだ。

<表1> 間諜事件の時期別・検挙形態別分類²⁹⁾

(単位:人)

区分	生捕	射殺	自首	計
1951～1959年	1,494	62	118	1,674
1960～1969年	825	762	99	1,686
1970～1979年	448	208	25	681
1980～1989年	238	77	25	340
1990～1996年	70	29	15	114
総計	3,075	1,138	282	4,495

* 出典：国家情報院過去事件真実糾明を通じた発展委員会、『過去と対話、未来の省察—学園・間諜編(VI)』、2007、245頁。

国政院発展委の発表によれば、1951年から1996年までに検挙された南派間諜は合わせて4,495人だ。1950年代に反共検事として悪名を馳せた呉制道(오제도) 検事によれば、南派間諜の検挙率は60%だと言うから、検挙されなかった人まで含めれば、南派間諜は少なくとも7,500人ぐらいいたと推論することができる。1945年8月15日から1960年12月31日まで『東亜日報』に載せられた間諜関連記事だけでも1,400余件に達する³⁰⁾。

一方、南が北に浸透させた「北派間諜」(工作員)は、国軍情報司令部(以下、情報司)要員だけでも生還者を含み11,273人だという³¹⁾。南では情報司所属の工作員(北派間諜)がもっとも多かったが、情報司以外にも中央情報部、国軍保安司令部、米軍の諜報機関や休戦線近くの一般部隊からも少なくない工作員を北朝鮮地域に送った。そういう事実から推測すれば、北派間諜の数字は11,273人よりずっと多いだろうと推定される。

冷戦時代を通して間諜の情報は国家が独占的に使用し、社会的には長い間タブー視されてきた。しかし、1990年代末から間諜が文化的コードの素材になるなかで、その問題に対する批判的な映画や小説などが、マスコミによって時には戯画化されて時には敘事化されて登場し始めた。

間諜の談論を社会的に大きく修正することになる重要な事件は2000年南北首脳会談だった。すなわち6・15南北共同宣言の第3項は「南と北は今年8・15にあたって、離散した家族・親戚訪問団を交換し、非転向長期囚問題を解決するなど人道的問題を早急に解決してゆく事にした」と言っている。その合意によって非転向長期囚63人が送還されて北朝鮮の家族たちのもとに帰ることができた。その年の夏、多くのマスコミでは非転向長期囚の特集番組を放映した。非転向長期囚としての間諜問題が社会的に注目され始めたのは、1971年在日韓国人留学生間諜団事件で投獄された徐俊植^{ソジュンシク}氏が1989年に発表した「スパイ捏造とは何か³²⁾」を通じてであった。また同じ事件の徐勝^{ソジュン}氏が筆を執った『獄中19年³³⁾』が日本で発刊され、捏造スパイがどのように作られたのか、そして非転向長期囚の投獄状況に対する具体的諸事実に光が当てられた。「南民戦事件」で10年の刑を服役した安在求^{アンジェグ}(안재구、元慶北大教授)は、「長期囚の立場から見た韓国の矯正施設と処遇方式の問題³⁴⁾」(1989)を通じて長期囚の実態を明らかにした。結局、スパイや非転向長期囚を含む長期囚問題を提起し始めたのは、長期囚自身だったのである。

たとえ南北共同宣言が発表されて南北の和解ムードが造りだされていたとしても、非転向長期囚問題に客観的に接近することは依然として困難な社会的雰囲気だった。そのような状況で崔晶基^{チェジョンギ}(최정기)の博士学位論文「監獄体制と思想犯の受刑生活研究:1960年代-1980年代の韓国の事例を中心に」(2000)が発表されたことは驚くべきことだった。彼の研究によって非転向長期囚は一つの学術的概念として定着することができるようになった。

既存の非転向長期囚についての論文や関連した論文で典範にしている非転向長期囚の分類は、徐勝氏の『獄中19年』からのものだ。彼の分類は次のようだ。

< 図 1 > 受刑者、政治犯分類図



* 出典：徐勝、『獄中19年』、東京：岩波新書、1994、39頁。

この文では崔晶基の定義に従って非転向長期囚は“思想犯の中で7年以上の長期刑を宣告され服役中の左翼囚または思想犯で転向しなかった受刑者”と定義する³⁵⁾。

2) 非転向長期囚口述者の個人データ

非転向長期囚35人の口述者の中で、2010年までに国史編纂委員会から『口述史料選集』として発刊された人は18人だ。本稿では、その中で著者が直接インタビューしたか、あるいは大きな割合で参加した8人の口述内容を主に扱おうと思う。彼らの個人データを整理すれば次のようだ。

< 表 2 > 非転向長期囚口述者の個人データ

名前	生年	出生地	逮捕直前職業 ▶南 ▷北	逮捕当時身分	逮捕時期 (年齢)	婚姻可否	釈放時期 (全体投獄期間、年)	監護期間	釈放以後
김영승 (キム・ヨンスン)	1935	全南靈光	学生	パルチザン	1954 (19)	釈放以後結婚	1次-1974 2次-1989 (35)	1974～1989	駐車場管理、統一活動家
김우택 (キム・ウテク)	1919	慶北安東	▶農業公務員 ▷軍人	南派軍人	1952 (33)	既婚	1991 (39)	-	2000年北送
朴宗麟 (パク・チョンリン)	1933	中国 閩島省 琿春* 故郷：咸北鏡城	特殊部隊 幹部	南派 工作員	1959 (26)	既婚	1993 (35)	-	学校売店管理、統一活動家
安永基 (アン・ヨンギ)	1929	慶北善山	▶韓国銀行 職員 ▷建築設計士	南派 工作員	1962 (33)	既婚	1999 (37)	-	2000年北送

安熙淑 (アン・ヒスク)	1929	全北群山	労働者、全評活動家	パルチザン	1952 (23)	1 回出獄後結婚	1次-1966 2次-1989 (27)	1976～1989 (13年)	雑役、統一活動家
양정호 (ヤン・ジョンホ)	1931	慶南梁山	▶学生 ▷労働者	南派 工作員	1969 (38)	既婚	1999 (30)	-	2000年北送
장명락 (チャン・ピョンラク)	1934	咸南高原	海軍人	南派 工作員	1962 (28)	既婚	1999 (37)	-	2000年北送
崔夏鍾 (チェ・ハジヨン)	1927	咸北城津 (金策)、満洲 移住	課長級公務員	南派 工作員	1962 (35)	既婚	1998 (36)	-	2000年北送

八人の生年は1919年から1935年までにわたっている。出生地は38度線以南地域が五人、以北地域が三人だ。以南出身の中で、召우택 (キム・ウテク)、安永基 (アン・ヨンギ)、양정호 (ヤン・ジョンホ) は朝鮮戦争時に越北し、後に南派されたケースである。召우택 (キム・ウテク) は1951年に特殊軍部隊所属の戦闘部隊として南下してから逮捕された。安永基 (アン・ヨンギ) は人民軍を除隊した後、勉強で頭角を現わして金策工科大に通い、卒業した後は建築設計士になった。양정호 (ヤン・ジョンホ) も1957年人民軍除隊後、労働者生活をしながら資格を取得して技師生活をしていたとき、南派工作員になって後に逮捕された。召영승 (キム・ヨンスン) と安熙淑 (アン・ヒスク) はパルチザンとして活動していて逮捕されたが、特に召영승 (キム・ヨンスン) は15歳のときに町内の人たちと一緒に避難のために入山してから少年パルチザンになった。彼は逮捕当時は未成年者だったため最初は少年院で収監生活を送った。以北出身のうち、朴宗麟 (パク・チョンリン) と崔夏鍾 (チェ・ハジヨン) は日帝時代に中国東北地域へ移住してそこで青少年期を送った。崔夏鍾 (チェ・ハジヨン) は解放後にハルビン工科大を卒業した後、南派されるまで北の国家計画委員会の課長級として活動した。その後、越南して大韓民国陸軍の将軍になった叔父に会って統一問題を協議するために南派された。장명락 (チャン・ピョンラク) は朝鮮戦争期に海軍に服したが、1959年除隊直後に南派工作員に抜擢され、1962年南派された直後に逮捕された。逮捕当時、召영승 (キム・ヨンスン) と安熙淑 (アン・ヒスク) を除いて皆既婚だった。このように彼らはそれぞれ異なる社会経済的背景を持ったまま逮捕された。

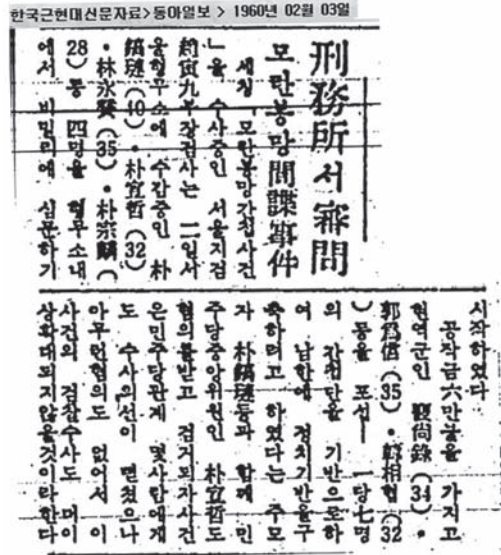
彼らの平均収監期間は34.5年だ。全部で94人の非転向長期囚の収監期間を合わせれば2854年で、1人当たり平均は31年だ。本稿で取り上げる8人の収監期間は、平均より3.5年長いと言える。逮捕された時期を見れば、1950年代4人、1960年代4人だ。パルチザン出身の安熙淑とキム・ヨンスンはそれぞれ1966年、1974年に釈放されたが、1970年代に社会安全法が作られたことによって、清州監護所で二重受刑生活をするようになり、その法がなくなる1989年になってようやく釈放されることができた。他の6人は、逮捕されてから満70歳、30年を越える刑期を終えて仮釈放された。パルチザン出身の2人は釈放された後に結婚して家庭を作り、南派工作員出身の5人は2000年9月2日に北送されて家族のもとに帰った。

朴宗麟の場合、制度上では転向長期囚だ。彼は北において軍隊の対南情報機構の幹部として、南北政府が把握している二重スパイを相手にしていた「間諜の間諜」だと言える。彼の場合は本質がほとんど明らかにされていないまま、新聞紙上に現役軍人と民主党系政治家が巻き込まれた「牡丹峰網スパイ事件」として紹介された。

朴宗麟は1959年に逮捕された当時、無期懲役の宣告を受けたが、政治的に釈放されることを期待したと言う。しかし、4.19革命で自由党政府が没落して釈放の見通しが遠のいた。彼は1961年2月17日、最高裁判所の最終判決で無期懲役が確定され、他の連累者たちには皆無罪が宣告された³⁶⁾。彼は偽装転向囚になって収監生活をしている途中で、1976年に発覚したいわゆる監獄内組織事件である「赤い星(プルゲンピョル)」事件の主犯になった。結局彼は二重無期囚として非転向長期囚になったと言う。

彼らは逮捕当時満19才から満38才の青年たちで、35年近く収監された後70才になってようやく釈放された。彼らは逮捕された当時の世界観と社会文化に凍結された意識の中で数十年間収監されていたのである。

<図2> 牡丹峰網間諜事件 『東亜日報』1960.2.3.



4. 非転向長期囚の日常生活

生活世界に対する研究を通して注目すべき問題意識を本格的に提起したのは、フランス人の社会学者ルフェーヴル (H. Lefebvre) だ。彼は日常生活を人間の特殊な分野として説明することを拒否する。彼にとって日常とは全体的生が外現化されたものだ。だから彼は“社会全体の認識なしには日常性に対する認識はない。日常性と社会全体の批判がなくては、そして彼ら相互間の批判がなくては日常生活に対する認識も、社会に対する認識も、そして社会全体の中での日常生活の状況に対する認識もできない³⁷⁾”のだと主張した。しかし、マフェゾリ (M. Maffesoli) は現実を固定した状態で認識するよりは、それを見る角度によって違って見えて絶えず変化生成される³⁸⁾ものとして把握した。日常生活の中には総体性が到達することができない幾多の小さな物語 (small narrative) が存在して来たという点でマフェゾリ (M. Maffesoli) やリオタール (J. Lyotard) の主張は傾聴に値する³⁹⁾。

日常生活または生活世界の議論を監獄に当てはめれば、論理的に見る時、受刑者は監獄という全体主義的空間から離れて存在することができない。ところが現実的に反共規律が直接的かつ暴力的に作動している監獄の中でも非転向長期囚たちが生み出されざるを得ないということは、全体社会が支配することのできない日常の領域と全体社会に対する少数者たちの対応方式が存在するためだと思う。そういう日常的領域の対応方式の物語はポイカート (Detlev Peukert) の言う「小さな人々⁴⁰⁾」の記憶の中に込められた「小さな物語」だと言える。

したがって筆者は、日常性の中に作動する全体社会の支配的な状況においても分離して存在した「小さな人々」の「小さな物語」に注目しようと思う。この小さな物語こそ左翼囚たちが非転向長期囚になる背景にほかならないからだ。

1) 非転向長期囚に対する政府の行刑方針

韓国の監獄史で転向と非転向を分けることは、下記で取り上げる組織事件と関連があり、その時期は1960年代からだと言える。しかし日帝時代に樹立された政治犯または左翼囚を管理する基本行刑方針は1945年の解放以後も長い間貫徹された⁴¹⁾。日帝は政治犯を別に収容する‘特別棟舎’型監獄を運営していた。その空間は独居を原則とする完全隔離であり、絶対沈黙が強要された。また非転向囚に対する苛酷な処遇（少ない食事量、運動制限など）、受刑者としての基本権利の剥奪、長期拘禁などの特徴を持っていた⁴²⁾。

受刑者の分類級別基準は次の<表3>のようだ。

<表3> 受刑者の分類級別基準表⁴³⁾

難易度級別	類型	解説
A 改善可能	イ 過失及び偶発犯	犯罪の動機が偶発的で注意義務の怠慢による犯罪
	ロ 激情犯	瞬間的な情熱的興奮で平素の人格と全く無関係な反抗を主に酒に酔った状態で犯した罪
	ハ 機会犯	思慮の不足と誘惑によって偶然の機会が犯罪動機となった犯罪
	ニ その他（転入）	B級で改善可能だと認定された者
B 改善困難	イ 豫謀犯	犯罪の機会を計画的に利用したり、犯罪を暴力で実現するために凶器を所持するなど公共の危険性がある犯罪
	ロ 慣習犯	犯罪的環境で成長して無気力な生活をしている心理的変質者の犯罪
	ハ 職業犯	犯罪の欲求が強く、彼らの環境より素質によって犯す習慣性のある犯罪
	ニ その他（転入）	C級で改善可能だと認定された者
C 改善極難	イ 4犯以上	犯罪行為によって懲役または禁固異常の刑を宣告され服役したか、執行猶予の宣告を受けた回数を基準にして4回以上の者
	ロ 改悛の情がある自由民主主義秩序破壊犯	自由民主的基本秩序を否定・破壊する内容の犯罪を犯した者であり、改悛の情がある者
	ハ 改悛の兆しが見える特定強力犯	特定強力犯罪の処罰に関する特例法の規定による特定強力犯罪を犯した者であり、心性が醇化されて改悛の兆しが見える者
	ニ その他（転入）	A・B級の犯罪類型で、審査結果、改悛が至極難しいと認定された者、および級外（D級）から転入する必要のある者
D 級外	1. 執行する刑期が6ヶ月未満の者 2. 満70歳以上の者 3. 妊娠している者 4. 身体障害者および継続して3週間以上の治療を要する精神微弱者で、作業に耐えられない者 5. 自由民主的基本秩序を否定しつつその破壊を目的とする内容の犯罪を犯して、改悛の情の無い者 6. 特定強力犯罪の処罰に関する特例法の規定による特定強力犯罪を犯した者で、心性が醇化されない者	新入審査で級外と判定されれば、再分類せねばならない特殊な事情がない限り分類対象者から除外する。

出典：姜榮喆（강영철）1998、「現行受刑者分類処遇制度の問題点と改善方案」、『矯正研究』第8号、65頁。

A～C級の場合は内部的に1～4級に分けて行刑点数の審査を受け、1級に進級すると受刑者としての
人権をそれなりに享受することができた。D級の非転向長期囚は‘級の外’に当たり、いくらまじめに受
刑生活をしても累進処遇を受けることができなかつた⁴⁴⁾。左翼囚は転向して初めてC級になって受刑生
活によって進級することができるし、一般受刑者たちと混居しながら工場内作業をしたり減刑措置を受
けることができた。しかし、だからといってすぐ釈放されることはできなかつた。非転向長期囚の場合
には基本的に刑務所内作業が許容されなかつたし、衣食住生活は言うまでもなく、テレビやラジオの視聴、
社会見学、新聞閲覧は「教化上必要の時に許可」を受けなければ不可能だつた。また監房内に一切の机、
書画、植木鉢、鏡、時計などを備えることができなかった⁴⁵⁾。

一方、非転向長期囚たちは、同じ非転向受刑者と言っても行刑当局によって三、四級に分けられて待
遇を受けたと記憶している。特に崔夏鍾は、A級は「反共法」違反収監者で主に短期囚、B級は5～10
年の有期囚で1970～80年代なら監護所に直行するようになる人、C級は主に以南出身の無期囚（行刑
当局によって、転向対象者に一次分類される）、D級は転向可能性が全然ないか、あまりない無期囚に分
けられて処遇を受けたと記憶している⁴⁶⁾。

2) 非転向長期囚の日常生活

非転向長期囚たちは、ひたすら彼らだけが収監された特別棟舎で一日中生活しなければならなかつた
し、彼ら同士も直接的には会うことができないようになっていた。言い換えれば彼らの唯一の生活世界
は特別棟舎だつた。まず彼らの一日の日課を先に整理して見よう。

<表4> 非転向長期囚の日課表⁴⁷⁾

時間	受刑者の日課	矯導官の日課	
午前	1:00	夜勤 前後夜組交替	
	5:00	夜勤 前後夜組起床、後夜組朝食	
	6:30	起床 * 夏季は 6:00、点検、洗面	複数勤務
	7:30	朝食	
	8:00	開房	昼勤務本務担当出勤 - 2時間ごとに 昼食時間を含め て 30分休憩 3回
	9:00	点検 矯導所事務と午前日課開始 - 運動、接見、入浴、散髪、 診察、執筆、教誨など	職員点呼、朝会、甲・乙部夜勤者交替
	11:30	昼食	
午後	1:00	午後の日課開始	
	3:30	夕食 * 夏季は 4:00	
	4:30	点検	複数勤務
	5:00	閉房	事務職員退勤・6時頃員数確認ラッパで舎棟本務担 当退勤
	6:00		夜勤前後夜組複数勤務者 30分ずつ 食事交替
	7:30	就寝 * 夏季 8:00	前夜組勤務、30分休憩 2回
スピーカ放送（連続ドラマ、所内告示事項、主には歌謡曲）毎日 3回（朝 7:00～8:00、昼 12:00～1:00、夜 6:00～8:00）			

公式的な日課において非転向長期囚は国家によって管理される。国家が決めたとおりに食べて寝て、目覚めて、入浴して、運動して、ラジオを聞くなど、いかなる自律性も許容されなかった。昼にはいくら眠気がさしたり具合が悪くても横になることができず正座しなければならなかったし、夕方になれば無条件に横にならなければならなかった。すべての監房の中には「受刑者遵守事項」があった。何種類かの実例を挙げれば「秩序整然と、指定された席に、前を見て、端整に座っていなければならない」、「外部の者と言葉を交わしたり物品を取り交わしてはならない⁴⁸⁾」などのような内容だった。

1970年代は概して独房生活をしたが、1960年代は刑務所の事情にしたがって1坪余りの監房に2～5人が生活する場合が多かった。しかし、彼ら同士での話さえ公式的には禁止された。1960年代は罰を与える時よく独房に閉じこめた。1960年当時、^{テジョン}大田刑務所で受刑生活をした安永基の口述を見よう。

2ヶ月位独居生活をしました。同志らとの関係は一切すべて切るようにさせたのです。配置された所は29房だったようです。2ヶ月いる間に冬が迫って来ました。寒くて寝ることができません。そうするうちにお風呂に行ってから事が起きました。一週間に一回ずつお風呂に入らせます。一人がちょうど入って身を浸すことができる位のコンクリート浴槽に入って、そこで葡萄状球菌がそんな炎症性の菌に感染しました。それでふくらはぎのこの部分が腫んでこんなに脹れたのに治療してくれないんです。話をしても聞き入れてくれなくて。ところが交代しにきた担当が私の症状を見たら、膿が流れ出るほどにひどいから、30分後に交代してから医務科に連れて行ってやるから行こうと言うんです。それでその人のおかげで医務科に初めて行きました⁴⁹⁾。

彼は罰を受けた2ヶ月間の独居生活の中で葡萄状球菌に感染して膿が出る状態になって初めて治療を受けることができた。国家は彼を病気にしたり治したりした。非転向長期囚たちは病舎に行くとか治療をまともに受けさせてやるという理由で転向を強要される場合もあまたあった。

3) 食生活

<表4>の日課表で見ると夕飯を、夏季は午後の4時、冬季は3時30分に摂ってから次の日の朝7時30分にならないと朝食にならなかった。夕飯から朝食時間まで16時間の間隔があった。夕飯時間を5時以後に調整してくれと言う意見が多かったが、1990年代にも相変わらず同じ時間に食事した。それさえも一般受刑者なら工場作業でもらうお金(賞与金)や家族の送った領置金があって買い食いできた。しかし、家族との関係がほとんど切れた非転向長期囚の場合、工場作業さえ許可されなかったから買い食いができる人はほとんどいなかった。

それに刑務所で非転向長期囚に提供するご飯はとんでもなく少なかった。そんなに少ない量を、彼らは「チョンギダマ(電球)」ぐらいだと言った。公式的に受刑者に支給される基本のご飯は白米とその他雑穀、大豆(だいず)を混合するようになっていた。1982年、法務省の資料『矯正例規集』によれば、1等食の重量が918g、2等食834g、3等食753g、4等食669g、5等食603gだ⁵⁰⁾。

1950年代に少年囚として金泉(召淸)^{キムチヨン}少年刑務所にいたキム・ヨンスン(召榮尙)は3等食を食べたが、ひもじさはあまりにもひどかった。

(ご飯の量) 等数が3等、ところで3等だからまともにさえしてくれればそんなにお腹がすくことはない。ところでこの3等と言う(のは)固まりがこれくらいだからご飯をチョンギダマ(電球)だと呼んだんだよ。チョンギダマと韓国語で言えば電球ではないか? ご飯がそんなに少ないんだよ。実は一番の悲しみが何だったかといえば、お腹がすいている悲しみだったよ。だから少年囚たちはずいぶんよく食べる年頃ではないか? よく食べる時なのに、ご飯を子供の拳よりも小さな量ほど一日三回食べて耐えろというから骨と皮しか残らなかった。骨と皮しか。

ところで、あっちへ行ったら少年囚(の中で)ご飯賭け⁵¹⁾をした人はすべて死んだそうだ。大人の刑務所でもご飯賭けがたくさんあったそうだ。ご飯賭けをした人はなぜかすべて死んだそうだ。胃腸病にかかったとかいうことだろう⁵²⁾。

少年囚たちはあまりにもお腹がすいていて刑務所の中にある泉の周りの下水道に落ちた米粒も食べたと言う。

概して非転向長期囚は1950年代には5等食、1957年以後から1970年代までは4等食を食べた。

1957年度になるとご飯も5等食から4等食にあげたが、当時だけ少しメニューがよくなったようで歳月が経つとますます(ご飯の量も)また減って、まったく同じになったんです。当時お腹がすいている苦痛が一番大きかったです⁵³⁾。

1957年にご飯の量を上方修正したのは、1956年から思想転向制度を実施してからだったと思われる。しかし上で述べた安熙淑の指摘どおりしばらく上方修正されてからまた減ってひもじさは常に続いた。

4) 住生活

非転向長期囚の独房の大きさはほぼ0.75坪に代表される。2000年に北へ送還される前に発表した世界最長期囚として^{キムソンミョン}金鮮明(김선명、45年の投獄生活)他7人のエッセイ集、『0.75坪、地上で一番小さい私の部屋一つ』の0.75坪は非転向長期囚の代名詞になった。非転向長期囚たちに特化されていた大田刑務所の特別舎である4、5、6、7舎、病舎である8舎は差があった。崔夏鍾の記録を見る事にする。

- ① 4舎：6～9尺房(3～5人収容)71個、4～5尺(懲罰房、0.5坪)6個。幅8～10m、長さ100mの南北廊下を中心に監房が配列。北側の檻房側の門を通じて5～6坪の運動場8個が扇形に配置。
- ② 5舎：4舎と直角方向に配置。9～15尺(普通7～8人定員、13人入ると横になる所が無くなる)12個。元々1階だったものを建て増して上下二つの階にしたもの。
- ③ 6舎：5舎と平行配置。6～9尺房(3～5人収容)29個。
- ④ 7舎：6舎と一列に配置。34個房(定員3人)。夏には日射光線が照り付け、冬には霜が降るほどに居住環境が脆弱な舎棟。懲罰房として悪用。
- ⑤ 8舎：病舎。29個(?)の房で構成⁵⁴⁾。

* 参照：1 尺 =30.3cm/1 坪 =6 尺の二乗 (3.3058m²)

基本的に刑務所の房は冷暖房施設を備えていない不良構造で建てられていたので夏には暑く、冬には寒さで凍傷にかかる事が多数あった。一般受刑者の施設も同じなので、1990 年代初めにも受刑者の中で凍傷にかかったことがあるという人々が 57% を越えた⁵⁵⁾。

それだけではなく 1960 年代後半まで刑務所の房にはトイレが付いておらず^{ビョンギトン}便器筒を使わなければならなかった。1960 年代後半に大田刑務所が改築される時初めてトイレが房に配置された。

1967 年に 5 舎が新築したので引越したんですよ。(…)こういう時、便所を改造するんですよ。元々日帝の時(房の中には)便所がなかったです。そのまま(便器)筒を入れてそこで用便をすると毎朝、その筒を持って行きます。ところで永久的な便所を作って、それに(房の中に)便所穴を作ってこんなに新たに作ったが、改造するといううちは 5 人いたのを明け渡さないといけない。便所修理しようとすれば房を空けなければならないでしょう⁵⁶⁾。

改築当時トイレが水洗式で建てられたとしても、水を注ぐと用便が流れる構造だから、もしうまく流れない時はいちいち手で水をすくって直接流さなければならない場合が生じたし、暴雨でも降れば汚物が房の中に上って来て不潔きわまりなかった。そんなトイレは 1990 年代にも改善しないで維持された。

5) 衣生活

政治犯を象徴する綿入れ(누미옷)は刑務所内の階級を示す服だ。大部分の非転向長期囚たちは家族との紐帯が切られた状態だから刑務所で支給する罪囚服に頼らなければならなかった。1970 年代までは冬も防寒服が別途に支給されず、食生活や住生活と同じく目茶苦茶なのは同様だった。しかし、食生活と住生活問題が非常に深刻だったので相対的に衣生活に対しては問題提起が少なかった。酷寒の中の冬の監獄で過ごそうとすれば、非転向長期囚たちは自力で冬越し準備をしなければならなかった。安永基の事例を見よう。

監獄に初めて入って先輩たち会々と、糸を繕ること、通房することの二つを早く学べと強調します。通房を学ぶと一人で離れている時も同僚らと連絡を維持することができるというので熱心に学んだし、80 年までは私たちの同志らと同じ舎棟で生活しながら、夏の間、日中の一番重要な仕事が糸を繕る事でした。冬越し準備を夏からやっておかねばならないから、布を得れば全部解いていって糸を繕ります。それで私は糸も上手に繕って、お針も上手だったんですね。足袋も私がデザインして綿をきっちり入れて作りました。冬には患者たち以外は、何日も綿布団のお針をするから、房の中がちらかって、綿ほこりが出たんですよ。

質問：監獄の係員がそんな作業は許容してくれましたか？

各房の中に針を一つずつ入れてくれます。長く懲役生活をするうちに針一つくらいはすべて密かに持っていました。それを取り出して密かに一緒にやって、一人がしているように欺くのです。もう一つは（浴用）摩擦をするものがあります。だけど布がないのが問題ですよ。廣木（木綿織物）から、お風呂用タオルを作れば、長持ちしないです。それで布に完全にぎっしりと縫い取りをしなければなりません。糸の厚さだけ厚くなると、風呂に入る時ゴシゴシと使いやすいです。そのように、その作業ができない同志らには全部作って送ってやって、糸もすべて縫ってやってそのように自分の仕事のようにしてあげるから、打たれる時はつらいし断食闘争もたくさんしたが、特舎生活が良かったですね。ハハ、私はお針だけは上手にしました。77年から緊急措置で学生たちが特舎にたくさん入って来たんです。その学生たちに全部そのようにしてあげるんです。私たちがすべて引き受けて⁵⁷⁾。

建築設計士出身である安永基は手先が器用で、足袋や綿布団も直接作った。自分だけで使わないで、仲間たちや民主化運動をしていて刑務所に入って来た学生たちにも配ったと言う。1990年代非転向長期囚に対する人権問題が外部に知られ始めながら、外部社会団体や個人篤志家たちの後援に助けられて衣生活においては大幅に改善した。

6) 刑務所内社会的関係の遮断：独居受刑生活

概して1960年代までの1つの房に多くの人を混居させる方式が、1970年代の初めから独居受刑方式に転換された⁵⁸⁾。日帝強制占領期間にも政治犯には独居方式を適用したが、1950、60年代の半ばまでパルチザン（partisan）出身が多かったため独居受刑が難しかったと見える。しかし、1970年代初めには大田刑務所のほかにも大邱、光州、全州などの刑務所に特舎を新築して独居収容が可能になった。さらには1984年に完工された新しい大田刑務所は8万坪に達する東洋最大の監獄であると同時に、当時韓国の唯一の重拘禁刑務所として水洗式便所付きの1.2坪の独居房600個を具備していた⁵⁹⁾。

独居は「半生を越える長期服役の間、一番しつこく執拗に非転向長期囚たちを苦しめたこと」だったと崔夏鍾は回顧した。また外部の人々との接触さえ遮断されたことは堪えられない苦痛だったと言う⁶⁰⁾。行刑当局ではその特別舎を流刑地、共産主義者が住む所だと烙印を押し、民主化運動関連の時局事犯たちはそこに投獄されるのを憚った。1987年当時「在野及び政界浸透スパイ団事件」の主犯として投獄された張義均^{チャンウィギョン}（61歳）が思想転向を要求されるのに対して自分は親北共産主義者ではないと言いながら思想転向を拒否した。そんな彼に行刑当局がもし転向しなかったら特別舎に送るといって、彼は「さらには15舎（特別舎）に行かないと器物を壊して、代わりに懲罰房に行く事にしたが、それだけでもだめで、それではあなたたちが私に強制的に北朝鮮（北朝鮮）に行って暮しなさいというのと同じだから、私は毎日金日成万歳を叫ぶと言って、実際に叫んだ事もありました⁶¹⁾」と言った。この話の中に込められた特別舎に対する外部人たちの恐怖は、スパイや北朝鮮（北朝鮮）に対するレッドコンプレックス（red complex）を端的に見せてくれると言えるだろう。

国連（UN）の受刑原則である「国連被拘禁者処遇最低基準規則」に違反してまで韓国の矯正行刑当局はどうしてそのように非転向長期囚たちの独居に固執したのだろうか？ 欧米では近代監獄の具備要件として拘禁を中心にした自由刑と労働刑があった⁶²⁾。これに反して1950年代後半から韓国の監獄では非転向左翼囚に対する労働刑が消え、転向をした左翼囚には刑務所内工場で労働することができるように措置した。工場労働も一種の懲罰だが、労働の性格上、集団性を帯びるので左翼囚たちには連帯の場でもあった。

1950年代初・中盤に受刑したキム・ウテク（김우택）、アン・ヒスク（安熙淑）、キム・ヨンスン（김영승）などは初めは刑務所の中の工場で作業ができた。1954年大邱刑務所にあったキム・ウテクの場合、当時その刑務所の工場を通じて組織された受刑者198人と一緒に「在監者協議会組織」事件に掛かり合った。組織事件とは言うが、実は看守や外部連携を通じて新聞を監獄内に密かに搬入するようにするとか、領置金のない人々に日用品を供給するとか、患者や栄養失調者に栄養剤補助費を提供するのが彼らの主要事業であるだけだった⁶³⁾。一般受刑者だったら懲戒を受ける位に止めたはずだが、キム・ウテクはその事件がきっかけで二度と刑務所内で労働ができなくなった⁶⁴⁾。

1976年大邱刑務所では驚くべき事件が発生した。いわゆる「赤い星」事件だ。この事件の首謀者は1959年いわゆる「牡丹峰網事件」の朴宗麟と1975年出獄した鄭榮勳（정영훈）^{チョンヨンフン}で、彼らは刑務所の工場を背景に、転向した左翼囚たちや一般受刑者、一部出獄した左翼受刑者たちを集めて、1960年代に「在監同志会」またはその地下組織として「赤い星」を作って相互扶助活動をした。1972年秋頃に「南朝鮮民主化闘争同志会」と名前を変えて、祖国統一と民族解放を綱領規約にして名目上の巨大な組織に発展させたと言う。彼らは相互扶助事業と非転向長期囚支援事業を基調にしながら、ラジオを聞き取りしてソウルと平壤のニュースを転向左翼囚たちに伝えたし、脱出を謀議したりしたと言う⁶⁵⁾。その事件で朴宗麟は二重の無期囚になったし、転向後、大邱刑務所の工場で仕事をしていた安永基も二重の無期囚になって、また特別舎に戻された⁶⁶⁾。そのような諸事例は、行刑当局の立場では組織化への性向が強い政治犯たちを作業場に残すことができないことを立証したと言える。

1960年代までは労働ができなかった左翼囚たちでも、彼ら同士混居収容される場合が多く、断食行動やラジオの聞き取りなど、たびたび集団行動をしたりした。それによって行刑当局は1970年代から本格的に非転向囚たちを独居収容し、それを通じて人を孤立化、無力化させることで転向を誘導した。社会安全法によって二重処罰を受けた清州監護所^{チョンジュ}の非転向長期囚の場合にも独居収容は続いた。一次出所後、清州監護所にまた収監された安熙淑（アン・ヒスク）は「時には合房させ、時には隔離させたりするのは。それは思想転向のためですよ。孤独でさびしく孤立させて、それで心情的に安定したとか何だとか言う心理的な問題⁶⁷⁾」によって独房生活を5～6ヶ月位持続させたという。

7) 非転向長期囚のアイデンティティ（identity）形成と抵抗

非転向長期囚たちは1950～60年代に逮捕されてちょうど監房生活を始める頃から、1980年代まで、衣食住生活は勿論、日常的社会的関係でも基本的なすべての自由を剥奪された。彼らには恒常的なひもじさと酷寒酷暑、そして沈黙と絶対的孤独だけが与えられた。さらには運動時間までも非転向長期囚たちはお互いに会うことができなくされた。彼らはそんな状態を乗り越える方案を絶えず模索した。

1960年代の混居収容時期には退屈な時間を過ごすさまざまな方法を絞り出した。いちばん一般的に使われたのが各自のよく知っている分野を講義方式で話すことだった。話し手がしゃべれば聞き手はそれを暗誦する、一種の教育だ。キム・ヨンスンの事例を見よう。

監房生活は先ほど少し話したが、一人でいる時は知らないが、3名か4人いる時は中で全部組織的な生活をしました。組織的な生活。それで寝て起きれば今日は生活当番を全部決める。それで朝起きれば生活、今日は何何をすると、きちっと発表した。ここに異義がないか、と聞いて確認した。それで起きて食事して顔を洗ったら教養事業をした。だから私が元々は初期に入って来ていて監房生活しながら、暗記、監獄で必要な情報や勉強内容をすべて暗記しました。私が暗記するものは（マルクス主義）哲学もあるし、ウリ党（朝鮮労働党を示す）闘争史もある、その次にモスクワソ連共産党史、党建設、その次にこぢんまりとしたパンフレットがある、その次にモスクワ三国外相会議決定書。またモスクワ声明、60年代、その声明の字が3万字です。それも私がすべて暗記しました。（…）

そのように監獄である時は基本出身たち（労働者農民貧民出身を示す）が多いから暗記勉強をたくさんした。暗記しなければならない。それでインテリ（インテリゲンチア）、この両班たちは絶対に暗記する習慣がない。しかし基本出身たちは全部暗記をしつくして、内容はよく分からなくても暗記をした。（…）

そして講師が言った言葉を始めから最後までそのまま話した人がいて、また3分の1もできない人もいて、差がとてもあります。このようなことをしょっちゅう繰り返して毎日学習をするから、後にはどこへ行ってもそのまますることができました。実はそれで私が大田刑務所にいる時は、監房を移っていっぺんに混房になれば、私が主に講義をたくさんしました。学習講義を……⁶⁸⁾

少年パルチザン出身だったキム・ヨンスンには監房がまさに代案学校だったし、唯一の世界だった。1960年代の大多数の監房でそのように話す時間を過ごした真率な理由は、無期刑または死刑（判決）を受けた後、労働もできずに外部とのすべての関係が遮断されたまま出獄の希望さえない状態で時間を過ごすことができる方法の一つであったからだ。崔夏鍾のような知識人出身も監獄内で残る時間を過ごす一番良い方法として、ソ連の小説の話をしたり、労働党闘争史120分の講義を繰り返し聞き取り暗誦することだったと言う⁶⁹⁾。また逮捕されてから外部世界の消息を聞くことができなかつたから、新しい受刑者が入って来ればそれから新しい消息を聞くためにでも話の集まりを開催した。また法律の勉強をするとか、語学勉強をする人々もいた。安永基は裁縫をしたり鍼術を勉強して習熟しながら時間つぶしをしたし、安熙淑は肺病を自ら直すために監房の中で絶えず運動をした。

しかし1970年代初め、すべての受刑者が独居収容されると新しい疎通方式が必要だった。人間が人間であることができるさまざまな要因の中で、一番基本的なことの一つは意思疎通（communication）または交流（exchange）である。行刑政府は非転向長期囚から工場就役の機会を剥奪し、日常的な監視を通じて相互疎通を禁止し、それだけでも足りず0.75坪の独房に収容し、家族面会も禁止して存在論的孤独状態に置くようにしたが、疎通の意志までも挫折させることはできなかつた。彼らは沈黙の中でも

意思疎通をしたし、喊声でも疎通をしたし、さらには長期間の懲罰の中でも疏通した。その方法がまさにモールス信号を利用した「通房」であった⁷⁰⁾。声を出さなくても疏通することができる方法を大邱刑務所受刑者たちが1950年代後半に開発し、以後大田刑務所で集結して大部分の非転向長期囚たちが習得するようになったと言う。大邱刑務所にいたキム・ウテクの口述を見よう。

私たちが初めは日本式で「あいうえお」にしたが、だめでムン・イェジョン（문예정）という人がいます。忠清南道党の通信課長をした人なので、その人がモールス信号（Morse Code）で、無電手だから、どのようにすれば通房を簡単にできるかを研究していて、自分がモールス信号が分かっているから監房の何も無いところなのに、（韓）国文を長母音区別してモールス信号を打つ符号を決めました。1958年に全部（韓）国文で作ったんです。

その人がモールス信号が分かるからその方式で作るのですが、「가 (カ)」、「나 (ナ)」の点をつけて斜線を引いて、することをすべてしたが、(…)それが早い人はこんな本一冊も何時間の内にすべて通じるんだよ。ところで受けるのを（他人が送る符号をきちんと聞くのが重要だという意味）、ちゃんと受けなければならない、易しく受けなければならないからね。トンと打てば、トンと受けて、これを信号体系にしたんですよ⁷¹⁾。

通房言語は、行刑当局の独居収容に抵抗することができる力強い武器になった。通房言語を通じて他の人の病気や危機状態が分かったし、相互扶助することができる方法を悟るようになったそうだ。そのような過程で相異なる出身階級と学歴、社会的活動をした人々がそれなりの知的交流と相互扶助の関係を形成して同類意識を形成していったことと思われる。そういう同類意識は仲間たちが死んで行く劣悪な処遇を改善するために団結力を発揮した。一人が不当な処遇に対立して断食を始めれば、他の受刑者たちも同調断食をした。

しかし、そういう同類意識、集団アイデンティティも1970年代の、彼らが「白色テロ」と呼んだ「思想転向工作」を通してたやすく崩れた。思想転向工作は1973年8月2日、法務省例規第108号「左翼受刑者転向工作専担班運営指針⁷²⁾」によるものだった。1974年まで非転向囚の2/3が転向した。しかしそのまま残った非転向長期囚たちは共同体的日常生活を回復してゆき、持続的な思想転向工作に立ち向かい、1980年代は生存権保障闘争を越えて良心囚釈放や社会民主化、国家保安法廃止などを主張し始めた。

6. おわりに

監獄は国家と支配集団の支配的イデオロギーが貫徹される場だ。その監獄は受刑者たちにとって支配的イデオロギーを内面化していたか、内面化しないとしても順応するしかないようにさせるといふ点で監獄は抑圧的構造を帯びている。監獄のようにファシズム（Fascism）的な強力な権威主義体制の中にも日常生活から政治的現場に至るまで幾多の逸脱行為が発生する⁷³⁾。

近代監獄は拘禁刑中心の自由刑と労働刑を基礎に作動している。自由刑と労働刑の監獄は体制的水準

においてコインの両面のような。拘禁して身体を自由を抑圧するがチープな労働力を効果的に活用できるという点で資本主義体制にかなっていた。韓国の非転向長期囚には労働権さえ付与されず、支配的イデオロギーとしての分断反共イデオロギーが徹底的に作動したが、そのイデオロギーが彼らを完全に順応させることはできなかった。超法規的で抑圧的な行刑条件の下でも彼らは日常的な闘争をいつも展開することで抵抗意識を育成して、消極的、時には自害的抵抗運動をして生存と良心の自由を守るために努力した。そういう意味で監獄という抑圧的国家機構が受刑者の自律性を完全に抑圧することはできないことを発見することができる。

韓国の非転向長期囚は多くの次元で意味を投げかけてくれる。まず、韓国の法秩序で見れば、彼らは犯罪者であると同時に加害者だ。しかし人道主義的な次元で見ようとすると、南派職員でもパルチザン出身でも皆分断と戦争の被害者であると同時に韓国社会の少数者だ。すなわち彼らの社会的地位や役目の内容などを見れば、分断と戦争によって犯罪者の位置に立たされたという意味で被害者であるしかない。非転向長期囚たちは朝鮮半島分断の境目に立っており、監獄の中でも一般受刑者とは共存することができず分断された状態で存在しなければならなかった。

また彼らは平均35年間、家族と離散された状態で社会的隔離を経験しなければならなかった離散家族たちだ。彼らによって社会に残っていた家族は、監獄ではない監獄で国家の監視と統制を受けなければならなかった。以南出身の長期囚家族たちは大部分が故郷を去らなければならなかった。それだけではない。1991年に獄出したキム・ウテクは初めは息子の家で居住したが、警察の監視と統制によって家族たちにすまなくて家を出て暮らした。結婚して家庭を成した一部の非転向長期囚を除き、獄出した大部分は南韓内に家族がいたとしても家族と離れて何人かずつ集まって住んだ。そんな中で、奉天洞と葛硯洞の「出会いの家」、果川の「ハンベクの家」、ソウルと光州の「統一の家」などができた。

彼らは凄絶な受刑状況と人間性解体の状況にあっても、自ら人間であることを立証するために闘争したし、自尊心を守ろうと仲間への愛を発揮したりした。彼らが非情な共産主義者であるとか、もとより博愛主義者だからというよりは、自分が劣悪な状況でも周りの仲間を助けて、食品や栄養剤、物品などを分け与える時に初めて自分たちが人間性を回復することができることを悟ったように見える。それに監獄生活をする過程で野蛮で不法な思想転向工作を堪え切ったから身体的にも耐えることができた側面があったはずで、また他の面では主にやくざ出身の転向担当官たちに屈服することができないという自尊心も作用したことと思われる。

ところで果して彼らが良心の自由を守ったと言って、本当に自由な存在だったろうか？北朝鮮に帰った63人の非転向長期囚たちは幾多の英雄談を作り出すことで過去の傷と恐怖から本当に癒されたのだろうか？転向した受刑者たちは転向を通じて過去の記憶から脱して自由で解放された存在になったのだろうか？「強制転向」という行為こそ、反共と分断の支配と従順を越えて良心の自由を毀損させる以上の人間性自体に対する破壊行為だったし、理性の麻痺をもたらした。転向者たちの傷と苦痛に対しては誰が責任を負うことができるか？非転向者でも転向者でも、彼ら皆が分断と戦争が残したトラウマ (trauma) を抱いている存在だ。

このような脈絡で、国家の憲法的責務が国民の幸福権を保障することにあるなら、南北朝鮮の国家は国民の良心を破壊することで統治しようとしたので、結局市民たちを幸せにさせるのに失敗したのだ。

南北の分断国家は戦争と葛藤の危機を個人の意識、無意識にまで内在させて来た。私たちが真のデモクラシーと幸福権を保障され享受するためには、分断国家が解体されて平和の朝鮮半島が実現されなければならない。

訳：金貴玉

校正：永谷ゆき子・洪宗郁

注

* 本稿は『歴史批評』（2011、春号）に掲載した論文を加筆・修正したものである。

- 1) ホブスボーム (Eric John Ernest Hobsbawm)、이용우翻訳、2009[1999]、『極端の時代』、까지。
- 2) ベルト・シュトエボ (Bernd Stöver)、최승완翻訳、2008、『冷戦이란 무엇인가』、歴史批評社。
- 3) 朴明林、2010、「아시아의 냉전과 유럽 냉전의 비교 (アジアの冷戦とヨーロッパ冷戦の比較)」、歴史問題研究所、Friedrich-Ebert-Stiftung 主催ドイツ統一 20 年記念ワークショップ、『분단과 통일의 상이한 관점을 넘어 (分断と統一の相異なる観点を越えて)』(発表文)。
- 4) 曹喜治、2010、『동원된 근대화 (動員された近代化)』、후마니타스。
- 5) 朴元淳、2004[1989]、『국가보안법연구 (国家保安法研究) 1』、歴史批評社、18 頁。
- 6) 朴元淳、1999、『국가보안법연구 (国家保安法研究) 2』、歴史批評社、384 頁。
- 7) ジョン・ルイス・ギャディス (John Lewis Gaddis)、チョン・ Chol、カン・ギュヒョン翻訳、2010、『冷戦の歴史』、エコーリーヴル、226 頁。
- 8) 「帰順」は中国で辺方蛮夷を中華秩序に帰化させるという意味の封建的用語だが、現在使われる意味は南の体制への転向を意味した。1962 年脱北者と関連して制定された「国家有功者及び越南亡命者特別援護法」と 1978 年の「越南帰順勇士特別補償法」に帰順という用語が使われた。1980 年代末までの脱北者の職業を見れば 63.6% に達する人が軍人と南派工作員だったが、この事実が「帰順」という用語が使われた背景を語ってくれる。
- 9) M. Ritzgerald & Sim, S., *British Prisons*, Oxford: Basil Blackwell, 116 頁；韓仁燮 (한인섭)、1995、「近代監獄と社会統制に関する歴史 - 社会的研究」、『刑事政策研究』第 6 冊第 1 号 (通巻第 21 号、春号)、168 頁 (再引用)。
- 10) 韓興寿 (한흥수)、1998、『現代政治と国家』、延世大学校出版部、369 ~ 370 頁。
- 11) 韓国近代監獄の起源は京城監獄 (1908 年設置) である。박경목、2008、「大韓帝国ではない日本製の京城監獄設置と本監・分監制施行」、『한국근현대사연구 한국近現代史研究』第 46 集、82 頁。初期には伝統的な刑罰である苔刑と身体を自由を抑圧する自由刑が共存したが、1920 年代に至って苔刑が公式的に廃止されると同時に監獄の近代化が成り立ったと見る見解もある。이종민、1999、「植民地時期刑事処罰の近代化に関する研究 - 近代監獄の移植拡張を中心に」、『사회와역사 사회と歴史』第 55 冊、12 頁。
- 12) 장신、2000、「1930 年代前半期日帝の思想転向政策研究」、『역사와현실 歴史と現実』第 37 冊、327 頁。
- 13) 日帝強占期朝鮮人たちの転向論理を扱った研究では、洪宗郁の『戦時期朝鮮の転向者たち：帝国 / 植民地の統合と亀裂』（東京：有志舎、2011）がある。
- 14) 現在の「矯導所」は日帝強制占領期間の「監獄」を経て 1923 年から「刑務所」と呼ばれたが、1961 年 12 月 23 日法律 858 号で教育刑理念を反映して「矯導所」に改称された。崔晶基、2007、『非転向長期囚 : 0.5 坪に閉じこめられた朝鮮半島』、책세상、43 頁。
- 15) 박이준、2007、「米軍政期全国主要刑務所集団脱獄事件研究」、『談論 201』9 (4)、142 頁。
- 16) 朴元淳、前掲書、2004[1989]、102 ~ 104 頁。
- 17) 박찬운、1993、『國際人權原則と韓国の行刑』、歴史批評社 (第 5 章参照)。
- 18) 김우택、『雲の上の日の光：監獄生活一万四千二百六十五日の記録』、チャン・ウムル、年度未詳、35 ~ 36 頁。
- 19) 『東亜日報』1992.7.24。
- 20) この文では非転向長期囚以外にも左翼囚、政治犯、良心囚など多様な用語を使っているが、主に非転向長期囚を使う事にする。しかし文脈によって、一般罪囚を皆含む一番広い概念の用語としての「受刑者」を、転向と非転向が分離する前には「左翼囚」を使う。
- 21) 非転向長期囚に対する口述の調査過程と内容に対する詳しい説明は次を参照願う。韓洪九・金貴玉、2006 ~ 2010、「非転向長期囚口述採録について」、国史編纂委員会。
- 22) 彼らの証言は政府の過去史関連委員会である「疑問死真相糾明委員会」(2000.10.17. ~ 2004. 6. 30.) と「真実・

- 和解のための過去史整理委員会 (진실·화해를위한과거사정리위원회) (2005.12.1.～2010.12.31.) が、刑務所や監護所内の転向作と関連して人権侵害を起した事件を真相糾明する時も活用された。
- 23) 許志嘉 (スィズジア)、2003、「台湾“2・28事件”の歴史的真相と復権 [平反]」、『記憶と展望』第4冊、142頁。
 - 24) 非転向長期囚たちのうち、口述を拒否した人を除いて全部で35人を調査した。資料全体は資料集を作る条件の下に国史編纂委員会に寄贈した。口述資料集は国史編纂委員長の離任過程で予算問題が起って、2010年まで口述史料選集(16人)8冊を発刊することで一段落つけられた。
 - 25) 内面化された自己検閲メカニズムは口述者や調査者全員に作動するほかなかった。その調査がいくら民間人の自力的な調査であると言っても、大きい枠では相変わらず持続する分断構造の影響を受けるしかなく、微視的には口述者である非転向長期囚たちが社会主義者という自己中心的世界観を確固として持っているためリベラル(liberal)な行為とイデオロギー的解釈の間で間歇的に動揺した。そのような状況は資料集を通じてうかがうことができる。
 - 26) 韓仁燮、1989、「監獄と社会統制: 社会史的検討」、『法と社会』、147頁。
 - 27) 国家的立場で司法行刑の問題や服役者問題などを扱った文では法務省の『矯正例規』(1982)、『韓国矯正史』(1989)、『矯正收容統計百年普』(1988)、韓国刑事政策研究院の『現行行刑法の問題点と改善方向』をあげることができる。韓沃申の「思想犯罪の実証的研究」(東国大学校大学院博士学位論文、1974)は政府の観点で書かれた論文だが、大田刑務所にいた427人の思想犯(転向者259人、未転向者168人)の意識調査を基礎にするという点でそれなりに重要な価値を持っている。
 - 28) 過去の東西冷戦時代に米国と旧ソ連もスパイを諜報に活用したのは大っぴらな秘密である。それにもかかわらず米国はどんなスパイ行為も認めていない。John Lewis Gaddis、2010、前掲書、225頁。
 - 29) 国家情報院過去事件眞實糾明を通じた発展委員会、『過去と対話、未来の省察-学園・間諜編(VI)』、2007、245頁。
 - 30) 国情院過去事件眞實糾明を通じた発展委員会、『過去と対話、未来の省察-学園・スパイ編(VI)』、国家情報院、2007、245頁。
 - 31) 上掲書、245頁。
 - 32) 徐俊植、「スパイ捏造とは何か」、『간첩사건조작증언자료집(間諜事件造作証言資料集)』、民家協長期囚家族協議会、1989; 朴元淳、『国家保安法研究2』、歴史批評社、1992、384頁、再引用。
 - 33) 徐勝、1994、『獄中19年』、東京: 岩波新書; 徐勝、김경자翻訳、1999、『옥중19년 獄中19年』、歴史批評社。
 - 34) 安在求、「長期囚の立場で見た韓国の矯正施設と処遇方式の問題」、刑事政策研究所、1989。
 - 35) 崔晶基、2007、前掲書、20頁。筆者は良心囚(Prisoner of Conscience)問題はあまり触れなかったが、非転向長期囚に関する論議の中で良心囚話を抜くことはできない。徐勝は自分の本に提示した分類図で良心の自由問題を政治犯にだけかけられたものと見たが、筆者の考えでは宗教的確信犯も良心囚から排除することができない。
 - 36) 『京郷新聞』1961.2.18。
 - 37) Lefebvre.H.、1961、『Critique de la Vie Quotidienne. t.2』、Paris: L'Arche Editeur、17頁; 朴在煥、1994、『日常生活の社会学』、한울아카데미、32頁(再引用)。
 - 38) 朴在煥、上の本、40頁。
 - 39) 文化と社会研究会(문화와사회연구회)編、1994、『現代と脱現代』、社会文化社。
 - 40) デートレフ・ポイクート(Detlev Peukert)、金学頤翻訳、2003、『ナチ時代の日常史』、蓋馬高原、120頁。「小さな人々」はファシズムという全体主義に従って順応しなければならなかった人々である。しかし彼らは盲目的服従を内面化させるのではなく、体制内外の生活世界または日常生活で多様な形態の逸脱を犯して理性の麻痺を乗り越えようとした人々である。
 - 41) 日帝からもたらされた基本行刑方針は非転向長期囚は言うまでもなく、一般受刑者にも1990年代まで貫徹された。박찬운、前掲書、1993、11頁。
 - 42) 崔晶基、2002、前掲書、37頁。
 - 43) 姜榮喆(강영철)、1998、「現行受刑者分類処遇制度の問題点と改善法案」、『矯正研究』第8号、65頁。
 - 44) 「分類処遇」と言うのは分類調査による判定結果に基づいてそれぞれ適切なグループ(分類グループ)に編入させてその分類級に対応する別個の刑務所または同一刑務所の区画された場所に収容して(収容分類)本人に一番相応しいように編成された処遇を受けさせるものである。そして「累進処遇」と言うのは自由刑執行をする時に階級的な段階を決めて行刑成績の向上によって順次に自由の拘束を緩和する一方、自律的な責任を加重させてソーシャルライフに適応させる教育的処遇方法を言う。姜榮喆(강영철)、「現行受刑者分類処遇制度の問題点と改善法案」、『矯正研究』第8号、1998、74～75頁。
 - 45) 姜榮喆(강영철)、上掲文、78頁。
 - 46) 韓洪九、2006、『崔夏鍾: 非転向長期囚口述1』、国史編纂委員会、358頁。
 - 47) スピーカ放送(連続ドラマ、所内告示事項、主には歌謡曲)毎日3回(朝7:00～8:00、昼12:00～1:00、夜

6:00～8:00)。

- 48) 韓洪九、上掲文、360頁。
- 49) 金貴玉、2007、『安永基：非転向長期囚口述 4』、国史編纂委員会、208頁。
- 50) 法務省、1982、前掲書、658頁；崔晶基、前掲書、82頁（再引用）。
- 51) 「ご飯賭け」(밥치기) と言うのは賭をして勝つ人にご飯を集めてやる遊びを意味する。
- 52) 金貴玉、2007、『김영승：非転向長期囚口述 5』、国史編纂委員会、212頁。
- 53) 金貴玉、2007、『安熙淑：非転向長期囚口述 6』、国史編纂委員会、115頁。
- 54) 韓洪九、前掲書、2006、353～354頁の内容を要約整理した。
- 55) 이승호·박찬운 외、カトリック人権委員会人権運動사랑방編集、1998、『韓国監獄の現実：監獄人権実態調査報告書』、사람생각、233頁。
- 56) 韓洪九、『崔夏鍾：非転向長期囚口述 1』、336頁。
- 57) 金貴玉、『安永基：非転向長期囚口述 4』、230～231頁。
- 58) 韓洪九、『崔夏鍾：非転向長期囚口述 1』、365頁。この事実は崔晶基の研究と違いがある。崔晶基によれば1960年代からすべての非転向受刑者たちが「独居収容」になった（崔晶基、2002、前掲書、45頁）。しかし筆者が判断するのに非転向長期囚が多かった時期には監房の不足で全体収容者たちの独居が大変だっただろう。
- 59) 韓洪九、『崔夏鍾：非転向長期囚口述 1』、402頁。
- 60) 韓洪九、上掲書、365頁。
- 61) 張義均、1993、「どうして私たちは転向を拒否するか」、『実践文学』通巻29号、369頁。
- 62) 韓仁燮、1995、前掲文、(春)、182頁。
- 63) 韓洪九・金貴玉、2010、『김우택：非転向長期囚口述 8』、国史編纂委員会。その口述史料選集には김우택と朴宗麟などの口述が掲載されているが、著者にまだ配布されていないので頁数を明らかにすることができない。
- 64) 1957年にも刑務所内左翼組職事件が発生した。『東亜日報』1957.11.27。
- 65) 韓洪九・金貴玉、2010、『朴宗麟：非転向長期囚口述 8』、国史編纂委員会；徐勝、1994、前掲書、171～177頁。
- 66) 鄭榮勳は裁判期間中に鉄格子に首をつって自殺した。徐勝、1994、前掲書、175頁。
- 67) 金貴玉、2007、『安熙淑：非転向長期囚口述 6』、国史編纂委員会、142頁。
- 68) 金貴玉、『김영승：非転向長期囚口述 5』、247～248頁。
- 69) 韓洪九、『崔夏鍾：非転向長期囚口述 1』、336頁。
- 70) 「通房」は受刑者たちがどんな場所でも矯正官の許諾なしに意思疎通することを指す刑務所内の隠語である（崔晶基、前掲書、2002、114ページ）。1980年代、学生や知識人出身の民主化活動家たちが増えて、1990年代に新設された刑務所は通房が難しい構造であると同時に昼には自由に疏通できるようにすることで通房文化は消えた。
- 71) 韓洪九・金貴玉、2010、『김우택：非転向長期囚口述 8』、国史編纂委員会。
- 72) その指針と実態は次の本を参照願う。真実和解のための過去史整理委員会、2009、「転向工作関連人権侵害事例」、『2009下半年調査報告書』、543～603頁参照。
- 73) 보이카르트 (Detlev Peukert)、前掲書、121頁。